

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目次

- ◇ 告 示
生活保護法による医療機関の指定(社会課)
生活保護法による診療所等の廃止(〃)
青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)
土地改良事業の認可(〃)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定(〃)
保安林の指定の解除(二件)(森林保全課)
保安林の指定の解除予定(二件)(〃)
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(〃)
公有水面の埋立ての免許(河川課)
- ◇ 教委告示
定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公安告示
遊技機の型式の検定(防犯少年課)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき公開による聴聞(〃)
- ◇ 公 告
家畜商講習会の開催(畜産課)
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第八百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇一 四	平成五年九月九日
木村皮膚科クリ ニック	米子市東福原四八八一六	平成五年九月二十一日
医療法人社団赤 崎内科外科クリ ニック	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四 八	平成五年十月四日
谷本こどもクリ ニック	米子市榎原一八八八一三	平成五年十月十五日
六戸医院	鳥取市田島七一六	平成五年十月十八日
せのお小児科内 科医院	東伯郡赤碕町大字赤碕一九八 四一〇	平成五年十月二十九日
ミオファティリ テイクリニック みお産婦人科	米子市車尾三一一一二	平成五年十一月一日

吉井齒科医院	倉吉市東巖城町一〇一	平成五年九月九日
医療法人河原隼科クリニック	鳥取市富安二丁目一五九	平成五年十月一日
ナガイ薬局	西伯郡岸本町大殿六一八	平成五年九月九日
レモン薬局	西伯郡西伯町大字東町六一	"
岸岡薬局	米子市両三柳二五一四	平成五年十月十五日
アオト薬局	米子市椋原一八八八十六	"
木島薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	平成五年十月二十九日
有限会社徳吉薬局鹿野店	一 気高郡鹿野町大字今市六五二 二	"
有限会社大村薬局城北店	鳥取市田島七三七	"
遠藤薬局	日野郡溝口町溝口六六八	"
うるしばら漢方薬局	五〇一 岩美郡国府町新通り三丁目三	"
老人保健施設サソライズ名和	一三 西伯郡名和町大字富長七五〇	平成五年九月九日

鳥取県告示第八百六十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇	平成五年七月三十一日
赤崎内科外科クリニック	八 東伯郡赤崎町大字赤崎一八四	平成五年八月三十一日
木村皮膚泌尿器科医院	米子市東倉吉町六八	平成五年九月二十日
日本クレオソール株式会社崎山薬局	一 東伯郡東伯町大字徳万三〇三	平成五年二月九日
木島薬局	八頭郡若桜町大字若桜三八〇	平成五年八月三十一日
有限会社大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一	平成五年九月三十日

鳥取県告示第八百七十号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種別	図 書		発行記号等	類 別
		題 名 及 び 号 数	表示された発行所名		
4920	雑誌その他 の刊行物	東京OL漁り日記		KS-8	テイエ出版
4921	"	今夜も遊ば		NO.58	北陽出版
4922	"	快眼SEX		NO72	北陽出版
4923	"	気持よき最高		NO74	北陽出版
4924	"	妖しい愛		ISBN-06 -2582- BWI11	マスケット出版
4925	"	男と女の秘戯		雑誌 AW-9 6	マスケット出版
4926	"	L&S通信 投稿メイト Vol.1 5月増刊号		雑誌 16772 2-5	株式会社出版
4927	"	T・ZONE スクール 7月号増刊 ゼーラーメイトDX. 7月号増刊		雑誌 F05640- 7/15	株式会社三社
4928	"	投稿ニヤン2 倶楽部 7月号		雑誌 F069 83-7	株式会社夜書房
4929	"	マスケット Note 7月号		雑誌 0834 5-7	株式会社夜書房
4930	"	おたのしみ生撮女子高生 8月号		雑誌 0213 F05640- 3-08	株式会社夜書房
4931	"	オレソソ通信 1993.8		雑誌 F021 89-8	株式会社東京三社
4932	"	セクシーアクション 8月号		雑誌 0551 3-08	株式会社夜書房
4933	"	投稿ニヤン2 8月号		雑誌 1674 7-8	株式会社夜書房
4934	"	ビデオマガジン NOVEMBER NO.80		雑誌 1337 9-11	株式会社夜書房

4935	"	COMICアクトレーキ 1993 11		雑誌 F138 67-11	光彩書房
4936	"	COMIC Mate 11		雑誌 1377 7-11	株式会社
4937	"	コミック・パニー VOL.9 1993		雑誌 1374 8-12	株式会社
4938	"	オレソソクラブ 12		雑誌 0219 5-12	株式会社
4939	録画テープ	家庭教師 禁断の方程式		GL-0 04	株式会社

鳥取県告示第八百七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業大倉地区農業用排水、農道整備、暗きょ排水及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 一 土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成五年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び大栄町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市農業協同組合が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業上道中野地区区画整理）を平成五年十一月五日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百七十三号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上味野地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）桜地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成五年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字高濱七二六の五一一から七二六の五一三まで、七二六の六〇三・字高浜七二六の五八一から七二六の五九一まで、七二六の五九六から七二六の六〇〇まで、七二六の六〇二・七二六の六〇五・大字海士字高浜八八九の五〇一・八八九の六二三・八八九の六三七・字高濱八八九の六四一（以上二十六筆について次の図に

示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
飛砂の防備

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の六三七（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒濱八七〇の二六（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

二一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒濱八七〇（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 解除の理由
公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡赤碕町大字山川字勝田川頭東平八〇八の一三・八〇八の二一・八〇八の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇八の四一から八〇八の四三まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
ダム用地とするため

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡赤碕町大字山川字精進川西平八〇四の二・八〇四の二五・八〇四の二八・八〇四の三〇・八〇四の三三・八〇四の三九・八〇四の四四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、八〇四の三、八〇四の四、八〇四の六から八〇四の二四まで、八〇四の二六、八〇四の二七、八〇四の二九、八〇四の三一、八〇四の三二、八〇四の三四から八〇四の三七まで、八〇四の四〇から八〇四の四三まで、大字大父字美濃海九九七の一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林に指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
ダム事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字水谷頭九二一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

鳥取県告示第八百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき鳥取市から送付を受けた次の都市

計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画下水道 鳥取市公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分

鳥取市金沢字新川、字浜田、字本橋、字前田、字ホケノ下、字大成、字岩戸、字椎ノ木前、字田中、字坂津口、字御谷、字烏帽子田、字村土居、字上ノ谷及び字山ノ鼻、大畑字堂ノ下、字前田、字居村、字南田、字上光正寺、字カセ谷、字村中、字見平、字兵庫部、字休谷、字提見及び字菅町並びに長柄字直土、字笛吹、字宮ノ谷、字提谷、字欠戸及び字東土居

鳥取県告示第八百八十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年九月二十日 鳥取県指令受米土維第四十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市大谷町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五―二

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄

鳥取県告示第八百八十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 免許の日

平成五年十一月二日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

境漁港管理者の長 鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

三 埋立区域

(一) 位置

境港市岬町四五―三九並びに同市昭和町九―三及び九―四に接する

国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び③の地点と①の地点とを結ぶ計画高水位(D・Lプラス一・〇五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 高尾山三等三角点(北緯三五度三三分三四・二六二秒東

経一三三度一四分五・二三八秒)から一四四度一八分〇二

秒二、二四五・〇メートルの地点

②の地点 ①の地点から八五度三〇分七〇・九メートルの地点

③の地点 ②の地点から三五五度三〇分三・一メートルの地点

(三) 面積

二、四七〇・六一平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

境港市岬町四五―一九、四五―二〇、四五―三八及び四五―三九並びにこれらに接する国有地並びに同市昭和町九―三及び九―四に接する国有地並びにそれらの地先公有水面

(二) 区域

次の⑦の地点から⑧の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 高尾山三等三角点(北緯三五度三三分三四・二六二秒東

経一三三度一四分五・二三八秒)から一四四度二四分一五

秒二、一一八・〇メートルの地点

- ①の地点 ⑦の地点から八五度二〇分七六・一メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三五五度二〇分五八・五メートルの地点
- ③の地点 ⑦の地点から八五度二〇分一六・二メートルの地点
- ④の地点 ⑤の地点から一七五度二〇分六三・九メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から八五度二〇分二〇・〇メートルの地点
- ⑥の地点 ④の地点から一七五度二〇分一六・一メートルの地点
- ⑦の地点 ④の地点から二六五度二〇分二〇・〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一七五度二〇分九四・六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から八五度二〇分六四・〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑩の地点から一七五度二〇分五二・一メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二六五度二〇分一四一・二メートルの地点

(三) 面積

一九、一一八・一三平方メートル

五 埋立地の用途
漁港施設用地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年十一月九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成五年十一月十五日(月) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 平成五年度末公立学校教職員人事異動方針について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ナイトエンジェル	株式会社まさむら遊機

鳥取県公安委員会告示第九十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律
第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に
よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成五年十一月九日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

一 聴聞の期日及び場所

平成五年十一月二十四日 午後一時

鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎
七階）

二 被聴聞者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目三五六

谷口愛子

公 告

家畜簡法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号に規定する講習
会を次のとおり開催する。

平成5年11月9日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 日時

平成5年12月20日（月）及び同月21日（火）9時から17時まで

2 場所

倉古市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所第8会議室

3 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令 4時間

家畜の品種及び特徴 4時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講申込方法

所定の受講申込書に、写真（受講申込書提出前6月以内に脱帽して正
面から撮影した上半身像のもので、縦3.5センチメートル横2.5センチメ
ートルの大きさのものとする。）及び講習会受講手数料（3,210円）に
相当する額の鳥取県収入証紙をはり付け、平成5年11月30日（火）まで
に所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
次のとおり開催する。

平成5年11月9日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可（法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可をいう。以下同じ。）の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所	受講対象者
経	平成5年12月7日	午後1時30分から	米子市穂町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、溝口 及び黒坂の各警察署の管内に居住する者	
	午後4時30分まで				
験					

者	講習	講習時間及び講習科目	講習時間	講習科目	講習場所	講習会場
平成5年12月15日	午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷766 鳥取県倉吉警察署会議室	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者			
平成5年12月21日	午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟3階 大会議室	岩美、鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者			

3 講習時間及び講習科目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 2,200円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑